

# 税に不服のあるときは

## ご存じですか

税務署長から所得や税額の更生や決定を受けたり、財産の差押えを受けた場合などでその処分に納得できないときは、その処分の通知を受けた日の翌日から二か月以内に、税務署長に対して「異議申立て」をすることができます。

異議申立てが有りますと、税務署では再度調査を行い、異議申立てに対する決定を税務署長が行います。この決定にお不服があるときは、決定の通知を受けた日の翌日から一か月以内に、国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることができます。

青色申告者が更正を受け、その更正に不服があるときは、更正の通知を受けた日の翌日から二か月以内に、直接、国税不服審判所長に対して審査請求ができます。

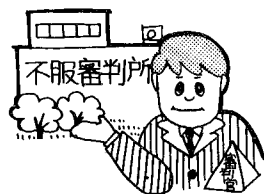
国税不服審判所とは

国税局や税務署から独立した、納税者の権利や利益を救済する機関です。

国税不服審判所では、審査請求が有りますと、専門的な知識と豊富な経験を持った審判官が三人以上で、納税者と税務署長のどちらの主張が正しいか慎重に審査し、合議を重ねて議決します。この議決に基づいて、裁決を国税不服審判所長が行います。

裁決に対してなお不服のあるときは、裁判所に訴訟を提起することができます。

国税不服審判所の所在地などは次のとおりです。



四三四一

○新潟支所

新潟市宮所通二番町

六九二一五

電話 ○二五二一二八

一〇九九一

異議申立て、審査請求の手続などについては、最寄りの税務署、税務相談室へおたずねください。

# 5月の事業日程

## 公民館だより

日	曜	事業名	会場
20	金	高令者学級	月寿荘
22	日	村民サイクリング	未定
毎週火		スポーツ少年団柔道教室	西公民館 夜7時

## 公民館図書

### 大いに利用下さい。

村民の教養向上のため、就業改善センター内に図書室が設けられております。蔵書数は、四月現在で二六〇冊程ですが、住民一人一冊までには、まだ程遠い状態です。又、昨年度の図書貸出数は三七〇冊でした。PR不足のせいでしょうか、ちょっと少ないようです。

これからの利用者の期待に応えられるよう図書の充実を図っていききたいと思います。

— 図書のご寄付 —

月島の青柳昂子さん

「功、大好き」他二冊

木滑の高木忠作さん

「部落の女医」他二冊

ありがとうございます。

# 保健福祉だより

## 5月の事業日程

日	曜	事業名	対象	会場
13	金	予防接種 日本脳炎	保育園児(3才以上)	保育園
16	月	不用犬ひきとり 心配ごと相談日 年金相談日 健康相談日	時間 午後一時半～四時まで	月寿荘
17	火	一才六ヶ月児検診 (内科・歯科)	S 56・10月、S 57・1月生まれ	月寿荘
19	木	予防接種 三種混合三回目	前月から引き続きいた者 第二期該当者	月寿荘
20	金	予防接種 日本脳炎	保育園児及び小学一年・五年生	保育園
25	水	献血	一般住民 一時間 午前九時半～午後三時半	就業改善センター
27	金	予防接種 日本脳炎	中学二年生	中学校
30	月	予防接種 麻疹	S 55年6月1日～S 56年11月30日生まれ(過去に予防接種を受けた者、はしかにかかった者は除く)	月寿荘
31	火	犬・ねこ苦情処理		

※不用犬・ねこ引き取り、苦情については、前日までに保健福祉係へ連絡を下さい。

## あきつ俳壇



○紅梅や屋根の濡れるをる袖の小屋

○婚の荷を待つ玄関の猫柳

○野焼の香泌みたるままの夕餉かな

○紫陽花の筆のかたちに芽吹きをり

○ばね強き番傘かりる春の宿

○剪定の小枝が畝に刺さりけり

○露座仏や頬に春泥つけおわす

○行商の女片手に黄水仙

○朝刊のインクの匂ひ梅開く

○胎色に鮎の煮上がる春の宵

○藁塚に猫陽笑ふてあたりけり

◎犬小屋の柱ささくれ春の泥

〓長い冬、小屋に繋がれた犬が戸外に出ようと腕えた情景がよくでている。「柱ささくれ」表現が優れている。〓

◎引汐の岩場火を焚く磯菜摘

〓早春の若布とりは冷たく狭い岩場に暖を取る情景が良く描かれている。

「あきつ」皆川盤水先生歓迎句会より転載